

## 学校における感染症についての連絡

学校保健安全法により登校を禁止される疾患は、下記の通りです。

第二種の学校における感染症については、出席停止期間の基準が下記の通り決められています。病状により学校医その他の医師が、その疾患の感染予防上支障がないと認めた時は、この限りではありません。

これらの疾患にかかった時は、すぐに学校へ連絡して医師の指示する期間、出席を停止して下さい。また医師の指示により登校を開始する際には、学校から渡す用紙「学校における感染症にかかる登校に関する意見書」に医師の証明をもらい、学校に提出して下さい。

種類	病名	出席停止期間の基準
第二種	インフルエンザ	解熱した後、2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎（プール熱）・急性出血性結膜炎	学校医・その他の医師において、相当と認める予防処置をしたとき又は症状により伝染のおそれがないと認められるまで
	その他の感染症 ※医師が認めた場合（条件によっては出席停止が必要と考えられるもの）	

上記の他に第一種

⇒エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス 7）、鳥インフルエンザ（H5N1型）、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症\*

がありますが、これは感染症予防法によって治癒するまで強制隔離などの処置が行われることがあります。

※すでに知られている感染症であって、症状の重症度や感染力から、その感染症の蔓延を防止するために入院勧告を行う必要がある疾患。厚生労働大臣が政令により1年間に限定して指定する。

☆ 通常出席停止の措置は必要でないと考えられる感染症の例

→アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、とびひ（伝染性膿痂疹）

# 学校における感染症にかかる登校に関する意見書

大阪府立豊島高校 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組

氏名 \_\_\_\_\_ (男・女)

■下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第 20 条にもとづき療養を指示していましたが、伝染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

☆登校してはいけない期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

第一種  ( \_\_\_\_\_ ) [伝染のおそれなし]

第二種

- インフルエンザ (A 型・B 型) [解熱後 2 日経過]  
※ただし、新型インフルエンザ様症状の場合は伝染のおそがないと認められるまで
- 麻疹 [解熱後 3 日経過]  水痘 [すべての発疹の痂皮化]  
 風疹 [発疹消失]  流行性耳下腺炎 [耳下腺の腫脹消失]  
 咽頭結膜熱 [主要症状消退後 2 日経過]  百日咳 [特有の咳消失]  
 結核 [伝染のおそれなし]

第三種

[伝染のおそれなし]

- 腸管出血性大腸菌感染症 (\*)  
 流行性角結膜炎  急性出血性結膜炎  
 コレラ  細菌性赤痢  腸チフス  パラチフス  
(\* 便の細菌培養において 2 回 陰性が確認されたものとするのが一般的である。  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )

その他の意見

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 :

診察医師 (診察した医師に限る) :

印